

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会

令和8年6月10日

1 確認事項

(1) 論点チェックについて

2 その他

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 設置理由

本年 1 月 24 日、元区議会議員及び元区職員が工事契約に関する官製談合防止法違反容疑で逮捕されました。これにより、区民の信頼を大きく裏切ることになりました。

千代田区議会は、区民からの厳粛な信託を受けた立場と職責を深く認識し、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、区民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上が求められます。

区議会及び行政は、この事態の重大さを真摯に受け止め、二代表制のあるべき姿を再認識し、区民に信頼されるよう全力で取り組まなければなりません。こうしたことが発生する背景、とりわけ組織や制度の不備などを徹底的に洗い出し、具体的な再発防止策等について可及的速やかに調査・検討を進めるべく、本特別委員会を設置するものです。

名称は、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会

調査事項は、特別職を含めた職員や利害関係者との関わり方など、議員の倫理向上に関する事項、及び不祥事再発防止対策に関する事項

定数は、12 名

設置期間は、調査の終了するまで

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

大項目	中項目	小項目	前回(11/27)の委員会までの確認事項	取扱	前回(3/14)までの委員会確認事項
1. 区議会にて実施すること		①コンプライアンス研修の受講 ※議会活動条件整備等検討会で 8/26 実施あり	今後、どのタイミングで実施していくか。(例えば 4 年に 1 回など)	済	・ 当委員会で研修会を開催することとし、資料提供も含め速やかに準備を進める。 ・ ①②④との同時開催も含め検討する。 ・ 令和 7 年 1 月 22 日コンプライアンス・政治倫理研修会開催 【申し送り事項】 ・コンプライアンス研修については、適切な会議体において、全議員を対象として年1回程度開催する必要がある。
		②政治倫理条例の策定	検討(特別職も対象とするか含め)するのであれば、適切な委員会に送ることによりか。	済	・ 当委員会において、政治倫理条例の勉強会を開催する。 ・ 令和 7 年 1 月 22 日コンプライアンス・政治倫理研修会開催 【申し送り事項】 ・政治倫理条例の策定については、様々意見があることから、適切な会議体において引き続き検討する必要がある。
		③議員への意識調査の実施	実施するか否か、実施する場合の内容はどうするか。 【案】コンプライアンス上の認識を問うもの、職員アンケートと同様のものなど	済	コンプライアンス研修を優先に行うものとし、実施見送り。
		④議会全体の問題 ✓議会のあり方を見直す必要がある。	住民の声を議会として聞く場を設けること、議会基本条例の策定を検討するかどうか。	済	今後の当委員会において、議会基本条例の勉強会を開催することを検討する。 【申し送り事項】 ・議会基本条例については、適切な会議体において勉強会の開催を検討する必要がある。

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

大項目	中項目	小項目	前回(11/27)の委員会までの確認事項	取扱	前回(3/14)までの委員会確認事項
2. 区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項	(1)コンプライアンス・倫理について	①公益通報制度の不備 ✓利用されていない、通報者を守れていない可能性がある。	区側で職員等公益通報制度の見直しをする⇒進捗を確認していくということによいか。	済	公益通報制度の進捗については、しかるべき委員会に適宜報告するものとする。 【申し送り事項】 ・公益通報制度の見直しについては、しかるべき委員会で適宜報告を受けながら、進捗を確認する必要がある。
		②対策について ✓多面的評価(フィードバック)実施にあたり、評価と紐づけては。特別職も対象にすべきでは。	(答弁)評価制度とは紐づけないが、特別職も対象とする。	済	しかるべき委員会に適宜報告するものとする。
		✓依命通達の議員対応報告書の対象は。業務の妨げにならないか。	(答弁)特別職以外のすべての職員が対象。議員との対応を個人任せではなく組織で対応していくことが目的であり、業務に支障はないと考えている。	済	
	(2) 契約制度について	③入札制度における不備 ✓入札最低価格を知ることができる仕組みに不備があるのではないか。 ✓千代田区施行能力・地域貢献審査型総合評価方式に不備があるのではないか。 ✓契約情報の公開方法が不十分なのではないか。 ✓入札監視委員会が機能していないのではないか。	区側で入札制度の見直しをする。⇒ 進捗を確認していくということによいか。	済	・しかるべき委員会に適宜報告するものとする。 ・入札制度の見直しにあたり、執行機関から議員にも共有できるマニュアル等を情報提供する。 【申し送り事項】 ・入札制度の見直しについては、しかるべき委員会で適宜報告を受けながら、進捗を確認する必要がある。
	(3)対応等の確認、報告書の正当性について	④対応などの状況確認 ✓区はどのような検討体制を取り、報告書を取りまとめたのか。	(答弁)まず、1 月 29 日に区の検討委員会を立ち上げた。その後、官製談合の問題であるため、コンプライアンスに強い弁護士、公正取引委員会の OB に依頼をして有識者会議を 2 月 7 日に設置。検討委員会の検討に対し、有識者からご意見を頂いた。	済	
		✓判決が終わった現在、弁護士ではなく、区にもヒアリング結果等を出せないという守秘義務があるのか？	(答弁)弁護士は、弁護士法に記載された義務として守秘義務がある。またヒアリングにあたっては区にも話さないということを前提に関係者が話してくれているので、区につぶさな記録はない。	済	
		✓アンケートの対象者はどのように決めたのか。記名式とした理由は。	(答弁)対象は、議員や事業者との接触が多い管理監督職、係長級以上の職員を対象とした。記名式にしたのは、職員にうわさや伝聞ではなく責任をもって回答してほしいということと、その後のヒアリングにつなげるため。弁護士からの助言もあった。	済	

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

大項目	中項目	小項目	前回(11/27)の委員会までの確認事項	取扱	前回(3/14)までの委員会確認事項
2. 区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項	(3)対応等の確認、報告書の正当性について	⑤正当性(公正・中立)があるかどうか ✓なぜ第三者委員会を設置しなかったか。有識者会議と第三者委員会の違いを認識しているか。	(答弁)日弁連の指針に基づいている。第三者委員会は違法事案が発生した場合にその調査を行う必要がある場合に、弁護士などの専門家を交えて第三者のみで調査するもの。有識者会議は、第三者と当事者、本件では区の職員を交え、調査を終えた後に再発防止等を議論するもの。今回は、警察の捜査が済んでおり、再発防止対策に取り組むことが大事と考え、有識者会議とした。	済	- 委員会として確定記録請求手続きを行う。 - 確定記録確認以上の調査は行わない。 - 閲覧結果が確認できるまでは、委員会としての取りまとめは行わない。 【申し送り事項】 - 当委員会において、刑事確定記録の閲覧を行い、事実確認する必要がある。
		【11/27 追記】 ✓日弁連の指針に基づいているとの答弁だが、有識者会議の第三者の弁護士は、以前から関わっていた。警察の捜査が終わっているので問題ないと言っているが、2月7日に有識者会議を設置している。会議室で捜査が終わったのが3月29日。捜査が終わる前に委嘱している。	(答弁)警察の捜査終了ということではなく、警察が十分な捜査を行った後という趣旨。1月24日に元議員と元職員が逮捕された時点で、警察は十分な捜査を行った上で逮捕に至ったと考えており、時系列的な矛盾はない。弁護士の第三者性は、日弁連の指針を参考に実施している。第三者の検証の仕方は様々なやり方があるということで記載されている。有識者会議の弁護士は、今回の事件に全く関わっていないので、利害関係者ではない。	済	区と委員の見解相違で折り合うことは難しいため、それぞれの質疑をもって終了とする。 【12/25 追記】 見解の相違ではなく、見解が乖離している等、意見が分かれたため、次回の委員会で執行機関に質疑を行うこととなった。 【1/22追記】 令和7年1月22日の質疑をもって終了とする。
		【11/27 追記】 ✓今回委嘱した弁護士は、地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針の利害関係者に当たる。	(答弁)当事者から相談、意見照会等を受けたものが利害関係者に該当するとのことについては、指針で言う相談は、一般的な相談ではなく、さらに踏み込んだ内容、今回の事件を踏まえた上で様々な事実を開示して相談し、弁護士がいろいろ知った上で、相談に至ったときに関係者として問題があるという規定と理解している。一度でも相談をするとその弁護士に委託できないということになれば、誰か分からない人に委嘱しなければならず、適切な事務執行はできないと考える。	済	区と委員の見解相違で折り合うことは難しいため、それぞれの質疑をもって終了とする。 【12/25 追記】 見解の相違ではなく、見解が乖離している等、意見が分かれたため、次回の委員会で執行機関に質疑を行うこととなった。 【1/22追記】 令和7年1月22日の質疑をもって終了とする。

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

大項目	中項目	小項目	前回(11/27)の委員会までの確認事項	取扱	前回(3/14)までの委員会確認事項
2. 区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項	(3)対応等の確認、報告書の正当性について	✓区の委員会メンバーに当事者がいるが、選出が適切であったか。	(答弁)区の検討委員会メンバーは役職で選任していた。3月末に警察の捜査が終了したため、4月以降に弁護士ヒアリングを実施した。当該職員については、4月4日に書類送検をして初めて知った。	済	区と委員の見解相違で折り合うことは難しいため、それぞれの質疑をもって終了とする。 【12/25 追記】 見解の相違ではなく、見解が乖離している等、意見が分かれたため、次回の委員会で執行機関に質疑を行うこととなった。 【1/22追記】 令和7年1月22日の質疑をもって終了とする。
		✓事前に相談していた弁護士を有識者として、更にアンケート設計やヒアリングを委託することに問題はないか。	(答弁)11月8日に初めて相談。区と委託契約を締結しているので雇用関係はない。また、区の職員を弁護するために選任されたものではないので、報告書等の正当性に問題はない。ヒアリング調査等の委託契約は令和5年度分で600万円、追加のヒアリングや報告書の作成業務として令和6年度分で100万円支払った。		
		✓弁護士はどのように選んだのか。	(答弁)談合などの経済事件の見識や検事経験などの経歴を考慮して適切であると考え、区長名で委嘱した。	済	
		✓職員アンケートをそのまま出さずに加工していることに対して、恣意的にならないか。	(答弁)秘密保持のため、他の自治体を参考に検討委員会として取りまとめた。検討委員会、有識者会議以外の目的では使用しないと利用目的を限定し、集計・分析を行う職員も限定している。	済	
		✓落札率99%以上の契約において違法な入札がなかったか。	(答弁)他の案件については、入札監査委員会の先生にも台帳を見て頂いており、ご議決も頂いているので問題ないと考えている。	済	
		✓該当の元部長は当時上司であった前副区長の命令によると主張しているが、その証言をどのようにとらえているか。	(答弁)裁判所の被告人の証言は偽証に問われないため、あくまで本人の主張と考える。また、捜査等で認定されたのは判決文のうちの罪となるべき事実の部分であり、量刑の理由にかかっているものは、「本人がそのように述べたが斟酌する余地はない」と結論づけているので、事実ではないという認識。裁判官が事実として確認したものは、罪となるべき事実に記載されるものだというのが、今回相談した弁護士の見解。	済	

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

大項目	中項目	小項目	前回(11/27)の委員会までの確認事項	取扱	前回(3/14)までの委員会確認事項
2. 区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項	(3)対応等の確認、報告書の正当性について	✓「前副区長の関与」について、公判内容と報告書で異なる。確定記録の確認が必要。	事務局にて確定記録の閲覧が可能か確認中	未	【12/25 追記】 令和6年 12 月 18 日、小野委員長、はやお委員、事務局職員により、東京地方検察庁宛に「保管記録閲覧請求書」を提出し、同庁の回答待ち。 【申し送り事項】 ・当委員会において、刑事確定記録の閲覧を行い、事実確認する必要がある。
		【11/27 追記】 ✓当委員会の委員が個人的に確認したところ、刑事裁判で量刑判断に用いる判決書記載の事実も裁判所は認定したものだとして3人の弁護士が言っている。事実認定している。	(答弁)裁判所は今回の判決の中で、罪となるべき事実でこういった犯罪があったのかということを認定している。その中では、元副区長等はここには一切出てこないことから、裁判所は、元副区長についての犯罪事実の認定はしていないと認識しており、判決の読み方については弁護士に確認している。元副区長は書類送致すらされていないことから、新たに犯罪があったというような判断はしていない。	未	
		✓前副区長や該当職員、事業者を対象にヒアリングを行ったのか	(答弁)ヒアリングには元副区長も含まれているが、事業者は対象にしていない。	済	